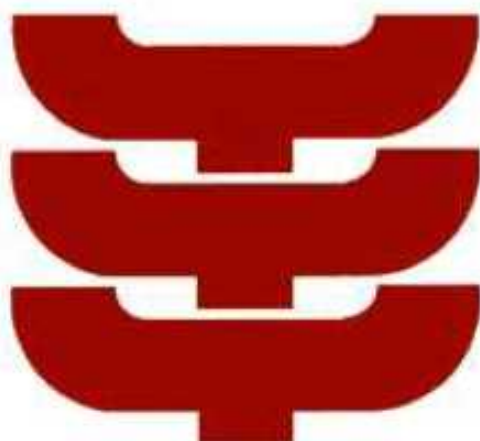


文化財災害等対応マニュアル



文化財愛護シンボルマーク

令和3年4月

徳島県

■目次

第1章 はじめに

- 1 文化財防災とマニュアルについて 1
- 2 対象となる文化財 2

第2章 災害発生時の対応

1 災害対策本部の組織及び配備体制

- (1) 災害対策本部の組織 3
- (2) 文化資源活用課の組織 4
- (3) 配備動員体制 5

2 文化財被災対応について

- (1) 被災時の連携 6
- (2) 大規模災害発生時の被災対応の流れ 7

3 受援及び支援について

- (1) 受援の流れ 8
- (2) 支援の流れ 9

4 種別に応じた対応と留意点

- (1) 建造物, 伝統的建造物群保存地区 10
- (2) 美術工芸品, 有形民俗文化財, 無形民俗文化財 11
- (3) 史跡, 名勝, 文化的景観 12
- (4) 名勝天然記念物 13
- (5) 天然記念物 14

第3章 事前防災について

- 1 日常の連携 15

2 種別に応じた対応と留意点

- (1) 建造物, 伝統的建造物群保存地区 16
- (2) 美術工芸品, 有形民俗文化財, 無形民俗文化財 17
- (3) 史跡, 名勝, 文化的景観 18
- (4) 名勝天然記念物 19
- (5) 天然記念物

第4章 終わりに

【参考資料】 被害状況調査書

第1章 はじめに

1 文化財防災とマニュアルについて

地域にある文化財は、先人が創り遺してきたものであり、我々が未来の在り方を考えていく上において、その礎となるものの一つである。文化財保護法においても、文化財は「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの(第3条)」、「貴重な国民的財産(第4条)」と規定しており、文化財はまさしく「日本の宝」であり「地域の宝」だといえる。

平成7年(1995)の阪神淡路大震災では、多くの人命が失われるとともに、貴重な文化財にも甚大な被害が生じた。この大震災で被災した指定文化財のほとんどが修理により復元されたが、未指定の文化財は一般の瓦礫とともに廃棄された。この状況に鑑み、平成8年(1996)の文化財保護法改正により「登録文化財」が制度化された。本県でも平成21年までに、70件の建造物を登録し災害に備えてきた。

そして、文化財を災害から守るための手引書として、平成21年(2009)に「文化財災害対応マニュアル」、平成23年(2011)3月には、「文化財災害対応マニュアル(個別対策編)」を策定した。しかし、同年3月の東日本大震災では、津波による人命及び文化財への甚大な被害が発生し、南海トラフ地震やそれに伴う津波被害が想定される本県では、津波対策が喫緊の課題となった。

また近年、県及び市町村が定める「地域防災計画」等の改定、中四国や近畿地方各府県との協定に基づく「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領」及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」等との整合性を図る必要性も高まり、今回のマニュアル改定となった。

災害時には、人命及び人々の生活が最優先されるのは当然のことである。そのような状況の中で、文化財への被害を最小限にするには、発災時の迅速かつ適切な緊急対応と事前防災の充実がカギとなる。そして、その実現には、所有者や管理者、国、地方公共団体、関係諸機関の連携、協力が必須であると考ええる。

そこで、今回の改定では、上記部分の追記を含め、文化財防災の根幹となる「災害発生時の対応」と「事前防災」について、できるだけ分かりやすく簡潔に示すこととした。

なお、本書は、所有者及び管理者、関係者及び関係機関に広く周知し、「日本の宝」、「地域の宝」である文化財を守り、継承していく取組を共に進めていきたいと考えている。

※災害とは

「災害対策基本法」に規定する「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらの政令で定める原因により生ずる被害」を集約した、風水害、地震・津波被害、火災、盗難被害(以下「災害等」とする。

2 対象となる文化財

文化財の種類

	重要なもの	特に価値の高いもの
【有形文化財】	重要文化財(国)	国宝
建造物		
美術工芸品(絵画, 彫刻,	書跡・典籍・古文書, 考古資料, 歴史資料	
	県指定有形文化財(県)	
	登録有形文化財(国)	
	重要無形文化財(国)	
【無形文化財】	認定	
演劇, 音楽, 工芸技術等	県指定無形文化財(県)	
	認定	
	保持者・保持団体	
	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財(国・県)	
【民俗文化財】	重要無形民俗文化財(国)	
	県指定無形民俗文化財(県)	
	記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財(国・県)	
無形の民俗文化財(風俗慣習, 民俗芸能, 民俗技術等)		
有形の民俗文化財(衣服, 道具等)		
	重要有形民俗文化財(国)	
	県指定有形民俗文化財(県)	
	登録有形民俗文化財(国)	
【記念物】		
史跡	史跡(国)	特別史跡
	県指定史跡(国)	
名勝	名勝(国)	特別名勝
	県指定名勝(国)	
天然記念物(動物, 植物, 地質・動植物)	天然記念物(国)	特別天然記念物
	県指定天然記念物(県)	
	登録記念物(国)	
【文化的景観】	重要文化的景観(国)	
【伝統的建造物群】	伝統的建造物群保存地区 [市町村の申出, 国の選定]	重要伝統的建造物群保存地区
【文化財保存技術】	選定保存技術(国)	
	県選定保存技術(県)	
【埋蔵文化財】		

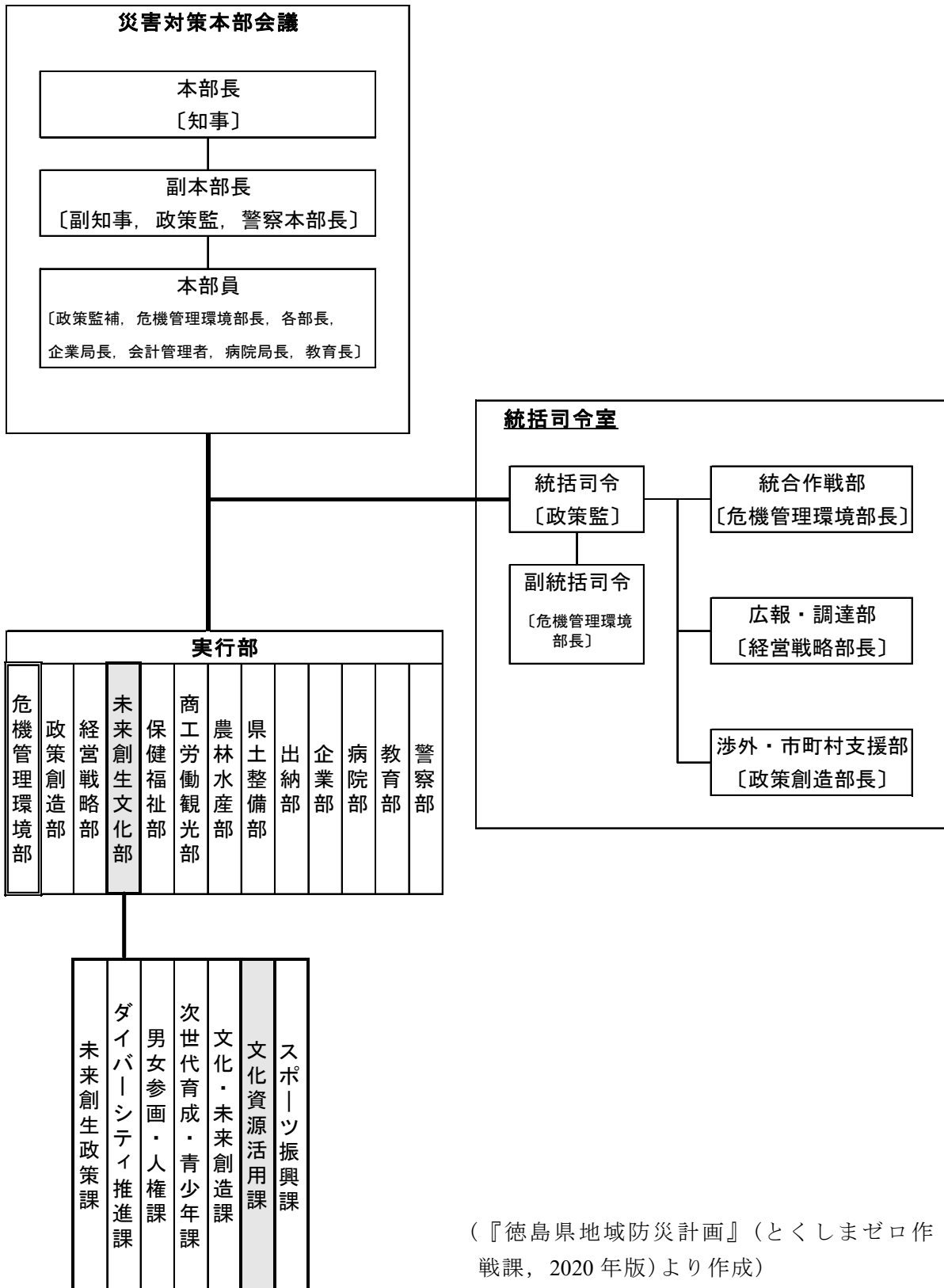
※「文化財保存活用地域計画」中の未指定文化財を含む

(『徳島の文化財』(2007年)より)

第1章 災害発生時の対応

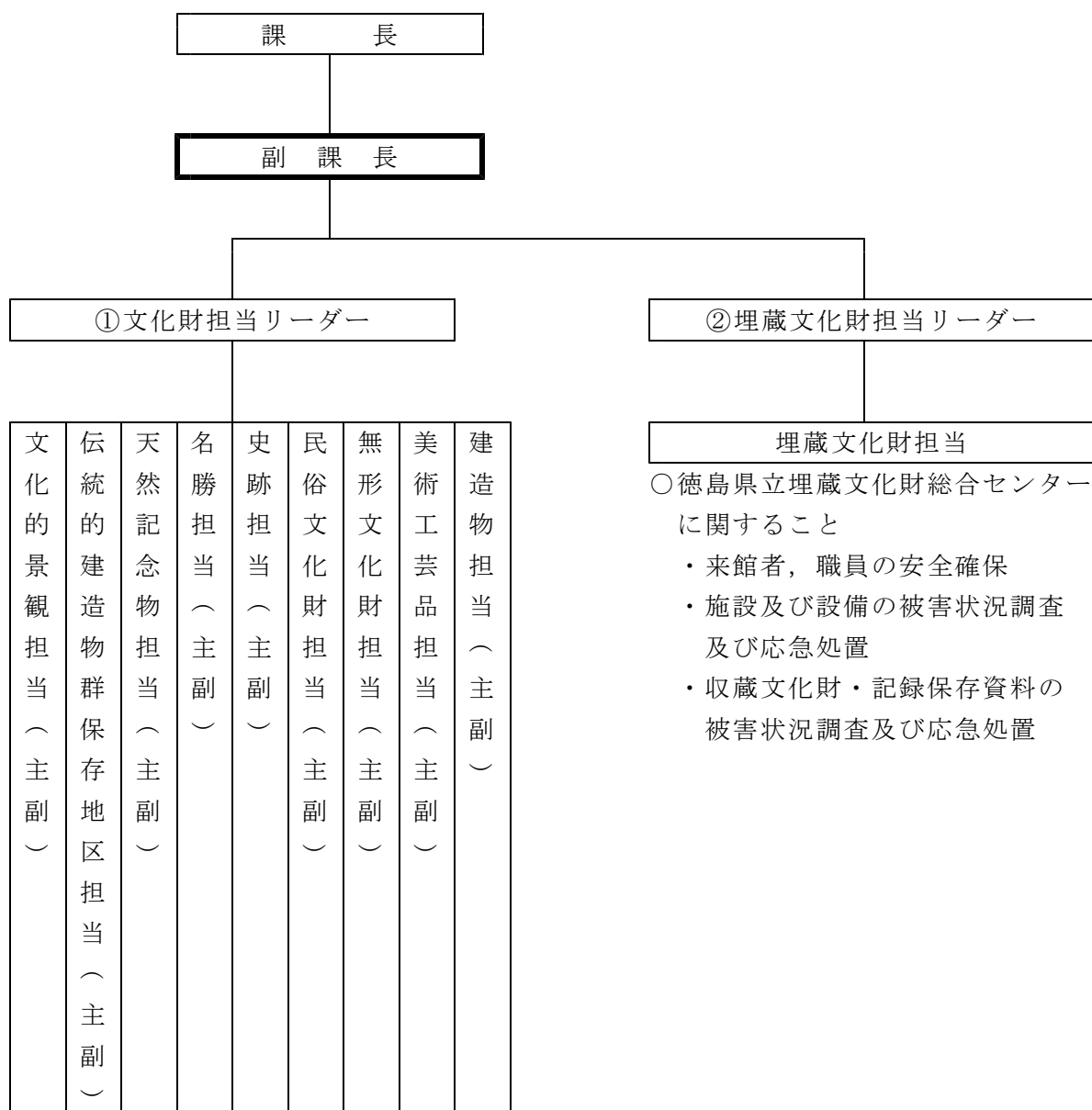
1 災害対策本部の組織及び配備体制

(1) 災害対策本部の組織



(『徳島県地域防災計画』(とくしまゼロ作戦課, 2020年版)より作成)

(2)文化資源活用課の組織



○文化財の被害状況の把握及び緊急対応

※主副担当で対応できない場合は、担当リーダーの指示により、別部門担当が補助に入る。

※史跡についての対応は、埋蔵文化財担当リーダーが文化財担当リーダーと連携をとりながら行う。

災害発生時の対応窓口は、副課長とする。

副課長が窓口となれない場合は、上図中①，②の順で窓口を務めることとする。

②の者も窓口となれない場合は、課内の防災担当が窓口となる。

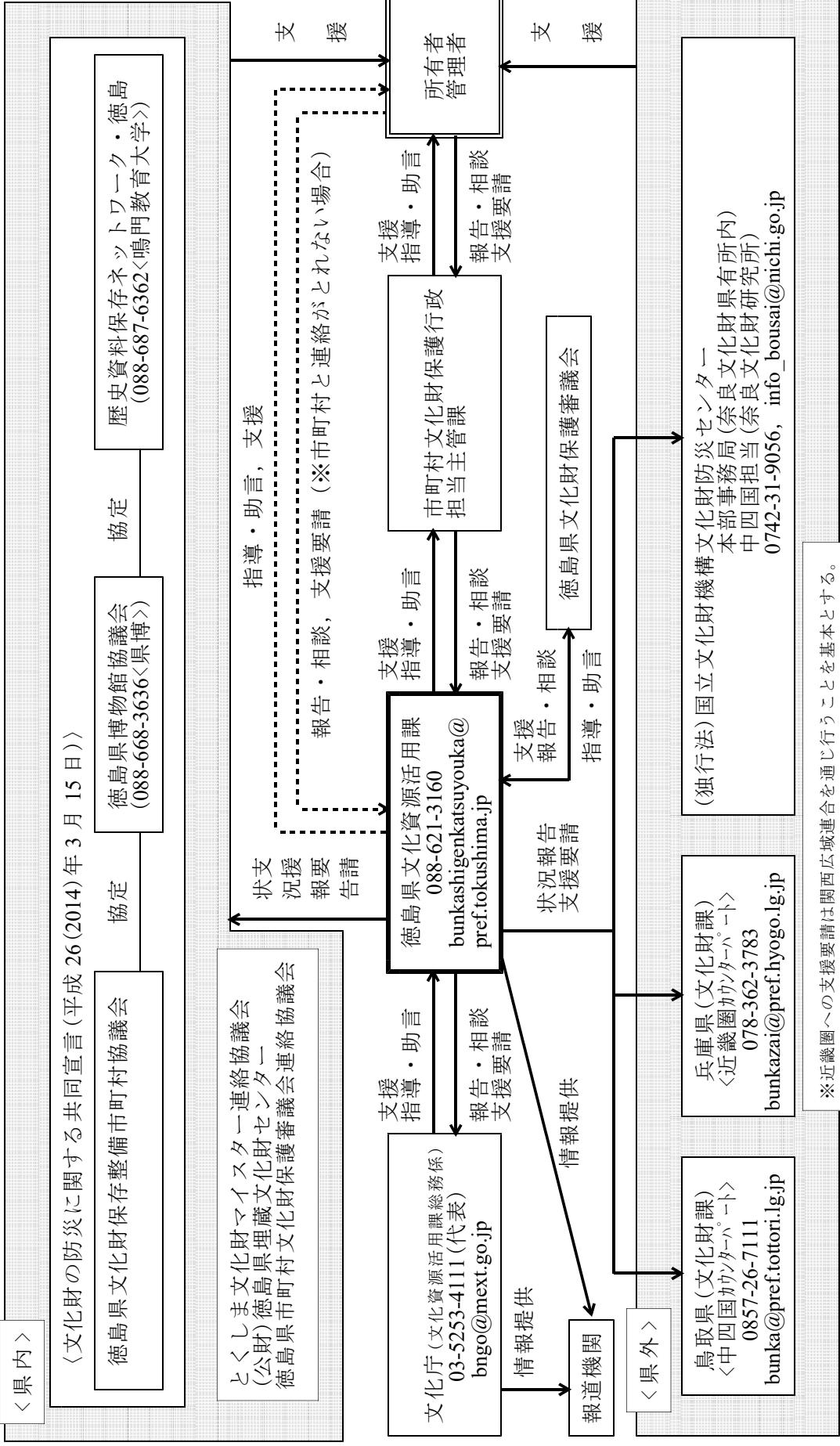
(3) 配備動員体制

配備区分	配備時期	配備内容	備考
第1非常体制	1 県内に震度4の地震が発生したとき。 2 徳島県に津波注意報が発表されたとき。 3 その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想される時。	1 庁内関係課(出先機関を含む)においては、情報連絡活動を行い得る必要最小限の職員(勤務時間外の場合：自宅待機1名)を配置し、状況に応じてすみやかに第2非常体制に移行し得る態勢とする。	※左記の配備時期においては、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要があることから、「連絡本部」を設置する。 本部長：とくしまゼロ作戦課長 本部長：危機管理部職員
第2非常体制	1 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。 2 台風が本県を通過する可能性が高いとき。 3 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。 4 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき。 5 徳島県に津波警報が発表されたとき。 6 大雨特別警報が発表されたとき。 7 その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が発生したとき、又は時に大きな被害が予想される時。	1 庁内関係課(出先機関を含む)においては、災害対策本部を設置した場合に必要な応急対策活動を行い得る人員(勤務時間外の場合：登庁1名、他は自宅待機)を配備し、速やかに第3非常体制に移行し得る態勢とする。 2 配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等にあたり、所要の措置を講ずるものとする。	※左記の配備時期においては、大規模な災害に備える等、特に警戒を要する必要があることから「警戒本部」及び「警戒支部」を設置する。 但し、津波警報のみの発表の場合は、「警戒本部」及び「南部支部」を設置する。 本部長：危機管理部長 本部長：危機管理部職員並びに関係課員 支部長：総合県民局及び東部県土整備局長 支部員：実施班員をあてる
第3非常体制	災害対策本部が設置されたとき。 ●自動設置 1 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 徳島県に大津波警報が発表されたとき。 ●判断設置 1 県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき。 2 徳島県に津波警報が発表されたとき。 3 大雨特別警報が発表されたとき。 4 県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 5 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 6 その他、多数の人的被害など重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害が発生、又はそのおそれが高まったとき。	1 県地域防災計画、県災害対策本部条例及び県災害対策本部運用規定等に基づく人員を配置する態勢とする。 2 災害対策本部が自動設置されたときは、全員配備体制(勤務時間外を含む)とする。	※左記の配備時期においては、「災害対策本部」及び「災害対策支部」を設置する。 本部長：知事 支部長：総合県民局及び東部県土整備局長 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 未来創生文化部文化財班 班長：文化資源活用課長 分掌事務：文化財の被害調査に関すること 文化財の応急対策に関すること </div>

(「徳島県地域防災計画」(とくしまゼロ作戦課, 2019年)をもとに作成)

2 文化財被災対応について

(1) 被災時の連携



(2) 大規模災害発生時の被災対応の流れ<県>

【大規模災害発生～3日後】

初期対応

- ・被害状況概要把握(市町村文化財保護行政担当主管課, 所有者及び管理者からの情報収集)
 - ・被災文化財への緊急対応(*専門家の指導・助言に基づく)
 - ・被害状況報告<速報>(文化庁)
 - ・関係機関への状況報告<速報>(県内外) 等
- *専門家・文化財調査官, 徳島県文化財保護審議会委員等

【概ね1週間】

被害状況把握と被災文化財への対応

- ・被害状況把握(市町村からの報告, 現地確認)
- ・対応方針決定(応急処置, 被災調査, 支援要請 等)
- ・被害状況及び対応方針報告(文化庁, 危機管理課 等)
- ・応急処置(専門家の指導に基づく)
- ・各方面への支援要請, 受入調整(文化庁, 他府県, 関係機関)
- ・報道機関への情報提供開始

【概ね3週間】

被害程度・被害金額の確定

- ・被害状況調査
- 〔
 - 国指定: 文化庁等
 - 県指定: 応援府県等
 - 市町村指定: 関係機関等
 - 国登録等: 関係機関等〕
- ・文化庁, 財政当局に災害復旧予算要求

【概ね6ヶ月】

災害復旧事業開始

- ・文化財修復事業開始

【概ね3年】

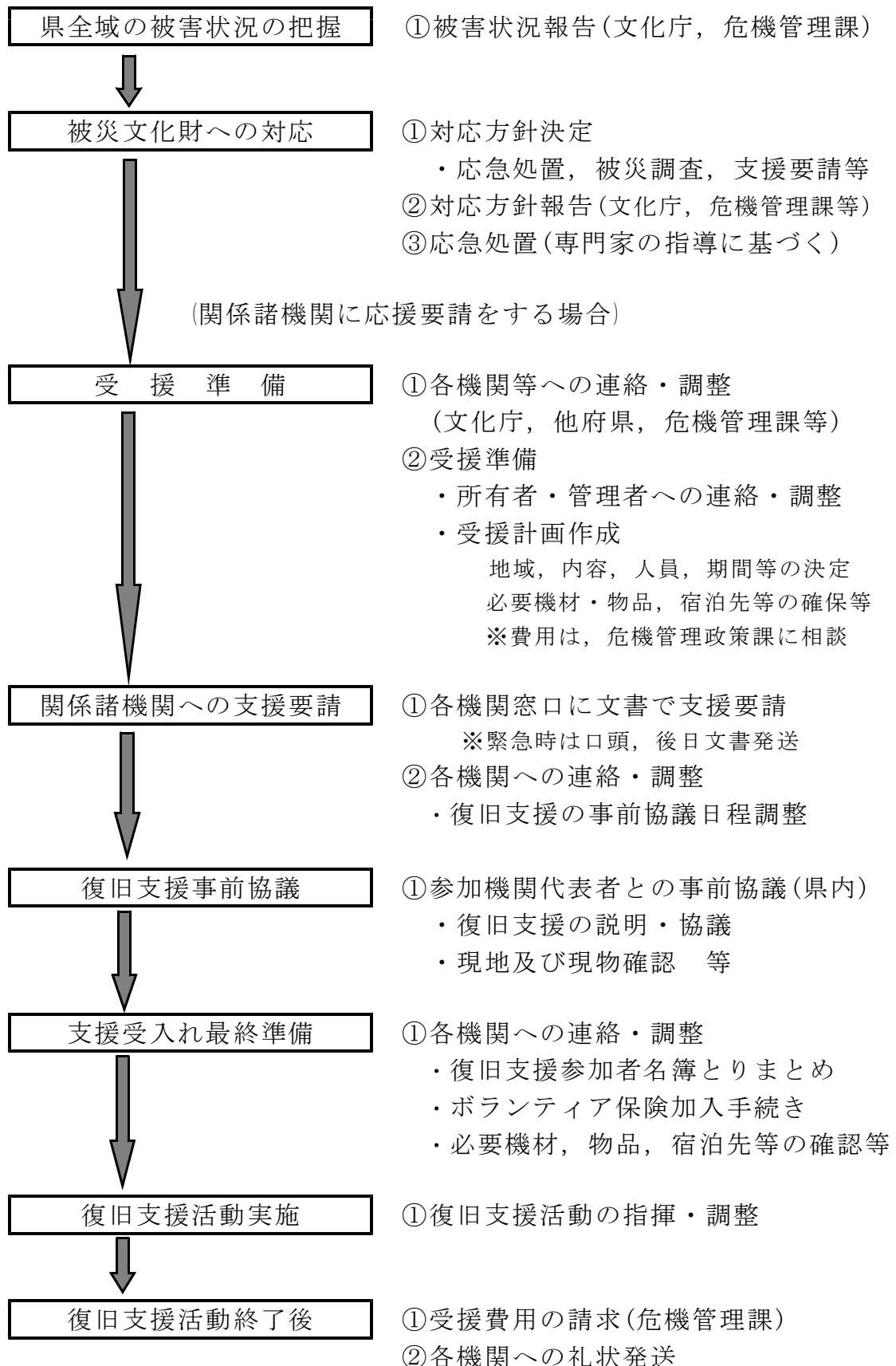
本格的復旧

- ・復興に係る埋蔵文化財発掘調査

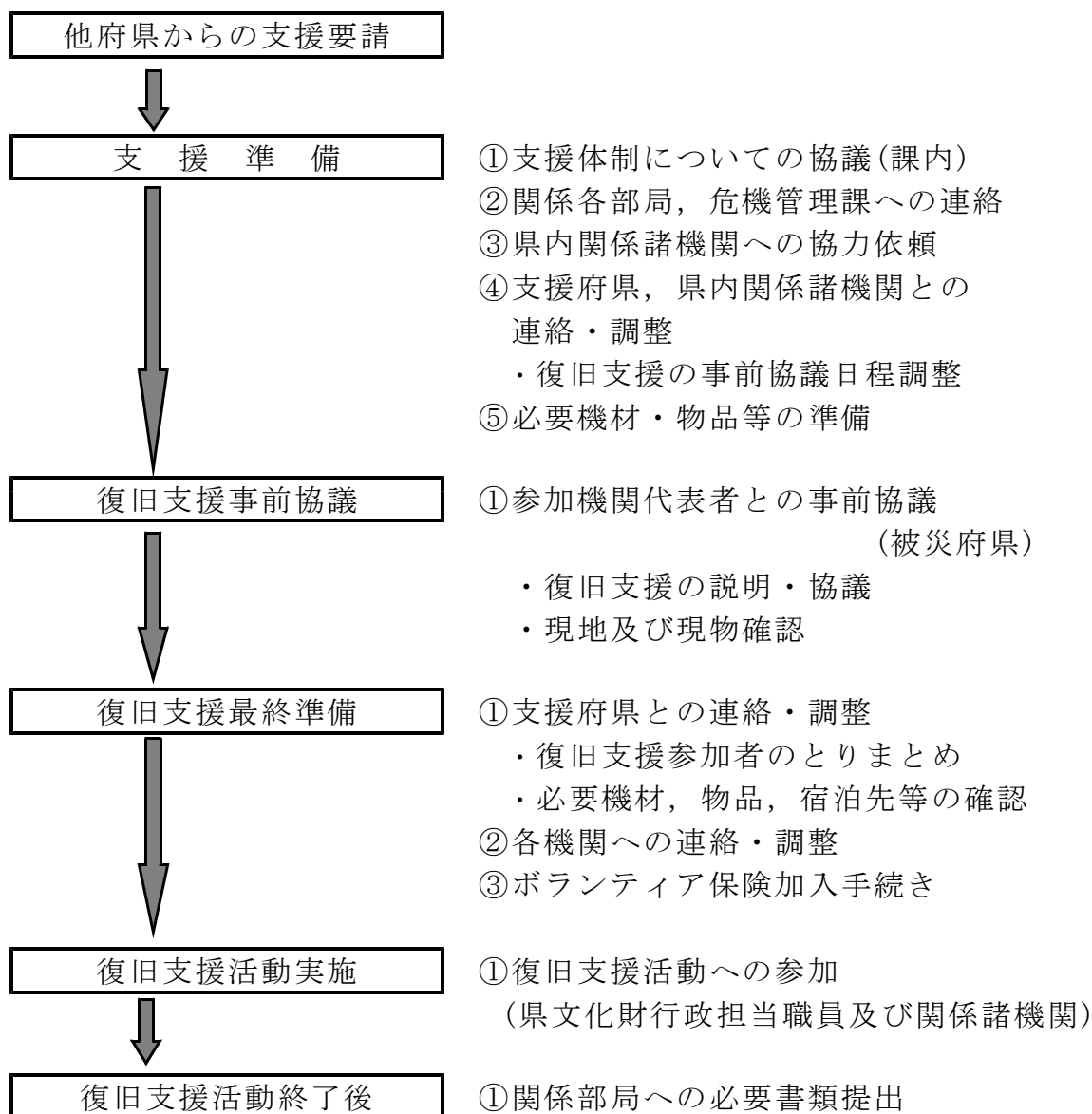
※段階の期間設定は目標で, 災害の規模による変更あり。

3 受援及び支援について

(1) 受援の流れ〈県〉



(2) 支援の流れ<県>



4 種別に応じた対応と留意点

災害発生時の文化財への緊急対応は、被害の拡大防止を第一の目的とする。緊急対応をする場合は、事前に市町村文化財保護行政担当主管課(市町村担当課に連絡がつかない場合は県担当課)に連絡をし、専門家の指導を受け、個々の文化財の価値を損なわないよう、早急かつ適切に実施しなければならない。

なお、緊急対応は、災害等の発生直後から3日後までをめどに行う。

(1) 建造物、伝統的建造物群保存地区

災害等の種別	対応と留意点
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談し、専門家の指導を受け、対応する。 ※大規模地震発生により、市町村担当課に連絡がつかない場合は、県担当課に連絡・相談する。 ○二次被害(火災)を防ぐため、ブレーカー等のライフラインは復旧しない。 ○安全確認後、現状維持のまま被害状況(毀損箇所等)を確認し、写真・映像・図示等で記録する。 ○現状放置により、さらなる損壊等の危険がある場合は、可能な範囲で、毀損箇所の養生(ブルーシートの設置等)を行う。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談し、専門家の指導を受け、対応する。 ※大規模な風水害発生により、市町村担当課に連絡がつかない場合は、県担当課に連絡・相談する。 ○二次被害(火災)を防ぐため、ブレーカー等のライフラインは復旧しない。 ○安全確認後、現状維持のまま被害状況(毀損箇所等)を確認し、写真・映像・図示等で記録する。 ○現状放置により、さらなる損壊等の危険がある場合は、可能な範囲で、毀損箇所の養生(ブルーシートの設置等)を行う。
火災	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火を迅速に行い、鎮火後もブレーカー等のライフラインは復旧しない。 ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談をし、専門家の指導を受け、対応する。 ○安全確認後、現状維持のまま被害状況(毀損箇所等)を確認し、写真・映像・図示等で記録する。
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○警察に通報するとともに、市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡する。 ○警察官・捜査官の到着まで、現場を完全に保存する。 ○警察官・捜査官への捜査協力(防犯カメラ、外部熱感知器の記録の情報提供等)をする。
その他 (虫害等による被害)	<ul style="list-style-type: none"> ○毀損(虫害、雨漏り等)に気づいた場合は、市町村文化財保護行政担当主管課に連絡をし、専門家の指導を受け、対応する。

(2) 美術工芸品，有形民俗文化財，無形民俗文化財

※無形民俗文化財については，その保存・継承に必要な道具類等への対応等を記す。

災害等の種別	対応と留意点
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談し，専門家の指導を受け，対応する。 ※大規模地震発生により，市町村担当課に連絡がつかない場合は，県担当課に連絡・相談する。 ○二次被害(火災)を防ぐため，収蔵庫又は保管庫等のライフライン(ブレーカー等)は復旧しない。 ○安全確認後，現状維持のまま，被害状況(文化財，収蔵庫又は保管庫等の毀損箇所等)を確認し，写真・映像・図示等で記録する。 ○現状に留め置くことでさらなる損壊等の危険がある場合は，可能な範囲で，取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。 ○転倒，落下等により損傷した場合は，破片等を慎重にもれなく集め，袋や箱などの容器に個別別に収納して保管するとともに，容器に破損した文化財等の一部であることを明記する。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談をし，専門家の指導を受け，対応する。 ※大規模な風水害発生により，市町村担当課に連絡がつかない場合は，県担当課に連絡・相談する。 ○二次被害(火災)を防ぐため，収蔵庫又は保管庫等のライフライン(ブレーカー等)は復旧しない。 ○安全確認後，現状維持のまま，被害状況(文化財，収蔵庫又は保管庫等の毀損箇所等)を確認し，写真・ビデオ・図示等で記録する。 ○転倒，落下等により損傷した場合は，破片等を慎重にもれなく集め，袋や箱などの容器に個別別に収納して保管するとともに，容器に破損した文化財等の一部であることを明記する。 ○水による損傷の場合は，カビ等の予防のため，低湿の環境への移動や水分除去等をする。 ○現状に留め置くことでさらなる損壊等の危険がある場合は，可能な範囲で，取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。
火災	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火を迅速に行い，鎮火後も収蔵庫又は保管庫等のライフライン(ブレーカー等)は復旧しない。 ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談し，専門家の指導を受け，対応する。 ○安全確認後，現状維持のまま被害状況(毀損箇所等)を確認し，写真・映像・図示等で記録する。 ○焼損の破片等は，個別別にまとめて保管するが，素材が非常に脆くなっている場合が多いので，移動は慎重に行う。 ○煤，汚れ，消火剤等の除去についても，専門家の指導に従う。
	<ul style="list-style-type: none"> ○警察に通報するとともに，市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡する。

防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○警察官・捜査官の到着まで、現場を完全に保存する。 ○警察官・捜査官への捜査協力(防犯カメラ、外部熱感知器の記録の情報提供等)をする。
その他 (虫害、温湿度等による被害)	<ul style="list-style-type: none"> ○毀損(虫害、カビ等)に気づいた場合は、市町村文化財保護行政担当主管課に連絡・相談し、専門家の指導を受け、対応する。

(3) 史跡，名勝，文化的景観

災害種別	対策と留意点
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談し、専門家の指導を受け、対応する。 ※大規模地震発生により、市町村担当課に連絡がつかない場合は、県担当課に連絡・相談する。 ○二次被害(火災)を防ぐため、構成要素(建造物等)のライフライン(ブレーカー等)は復旧しない。 ○安全確認後、現状維持のまま、被害状況(毀損箇所等)を確認し、写真・映像・図示等で記録する。 ○現状放置により、さらなる損壊等の危険がある場合は、可能な範囲で、毀損箇所の養生(ブルーシート等の設置)を行う。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談し、専門家の指導を受け、対応する。 ※大規模な風水害発生により、市町村担当課に連絡がつかない場合は、県担当課に連絡・相談をする。 ○二次被害(火災)を防ぐため、構成要素(建造物等)のライフライン(ブレーカー等)は復旧しない。 ○安全確認後、現状維持のまま、被害状況(毀損箇所等)を確認し、写真・映像・図示等で記録する。 ○現状放置により、さらなる損壊等の危険がある場合は、可能な範囲で、毀損箇所の養生(ブルーシート等の設置)を行う。
火災	<ul style="list-style-type: none"> ○構成要素(建造物等)の初期消火を迅速に行い、鎮火後もライフライン(ブレーカー等)は復旧しない。 ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談をし、専門家の指導を受け、対応する。 ○安全確認後、現状維持のまま被害状況(毀損箇所等)を確認し、写真・映像・図示等で記録する。
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○警察に通報するとともに、市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡する。 ○警察官・捜査官の到着まで、現場を完全に保存する。 ○警察官・捜査官への捜査協力(防犯カメラ、外部熱感知器の記録の情報提供等)をする。
その他 (虫害等による被害)	<ul style="list-style-type: none"> ○構成要素の毀損(虫害、病気、雨漏り等)に気づいた場合は、市町村文化財保護行政担当主管課に連絡し、専門家の指導を受け、対応する。

(4)名勝天然記念物

災害種別	対策と留意点
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談し，専門家の指導を受け，対応する。 ※大規模地震発生により，市町村担当課に連絡がつかない場合は，県担当課に連絡・相談する。 ○二次被害(火災)を防ぐため，構成要素(建造物)のライフライン(ブレーカー等)は復旧しない。 ○安全確認後，現状維持のまま，被害状況(毀損箇所等)を確認し，写真・映像・図示等で記録する。 ○現状放置により，さらなる損壊等の危険がある場合は，可能な範囲で，毀損箇所の養生(ブルーシート，添え木等の設置)を行う。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談をし，専門家の指導を受け，対応する。 ※大規模な風水害発生により，市町村担当課に連絡がつかない場合は，県担当課に連絡・相談する。 ○二次被害(火災)を防ぐため，構成要素(建造物等)のライフライン(ブレーカー等)は復旧しない。 ○安全確認後，現状維持のまま，被害状況(毀損箇所等)を確認し，写真・映像・図示等で記録する。 ○現状放置により，さらなる損壊等の危険がある場合は，可能な範囲で，毀損箇所の養生(ブルーシート，添え木等の設置)を行う。
火災	<ul style="list-style-type: none"> ○構成要素の初期消火を迅速に行い，鎮火後もライフライン(ブレーカー等)のライフラインは復旧しない。 ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談をし，専門家の指導を受け，対応する。 ○安全確認後，現状維持のまま被害状況(毀損箇所等)を確認し，写真・映像・図示等で記録をする。 ○<small>すす</small>煤，汚れ，消火剤等の除去についても，専門家の指導に従う。
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○警察に通報するとともに，市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡する。 ○警察官・捜査官の到着まで，現場を完全に保存する。 ○警察官・捜査官への捜査協力(防犯カメラ，外部熱感知器の記録の情報提供等)をする。
その他 (虫害等よる被害)	<ul style="list-style-type: none"> ○構成要素の毀損(虫害，病気，雨漏り等)に気づいた場合は，市町村文化財保護行政担当主管課に連絡・相談し，専門家の指導を受け，対応する。

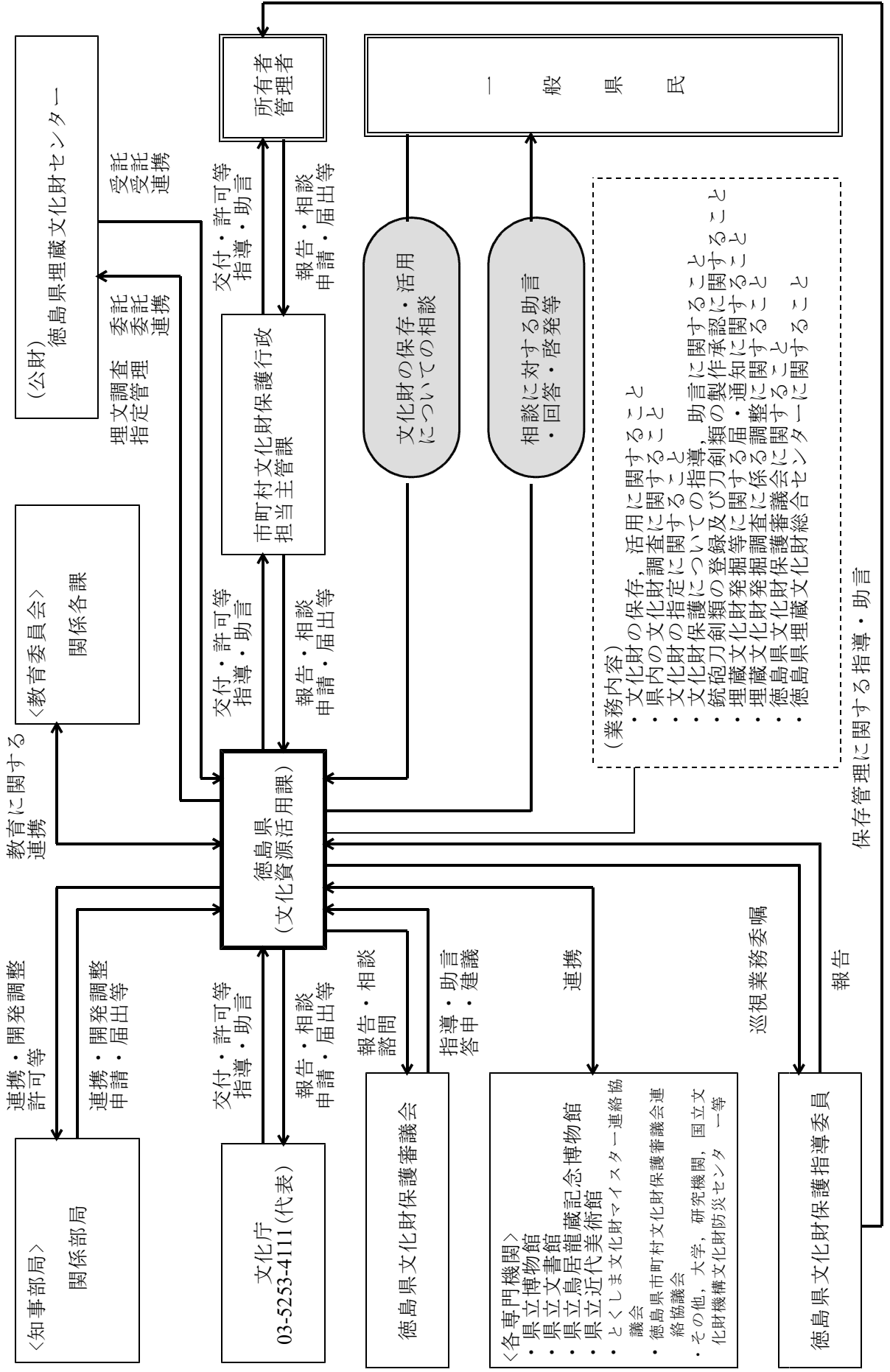
(5)天然記念物

災害種別	対策と留意点
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談し，専門家の指導を受け，対応する。 ※大規模地震発生により，市町村担当課に連絡がつかない場合は，県担当課に連絡・相談する。 ○安全確認後，現状維持のまま，被害状況（毀損箇所等）を確認し，写真・映像・図示等で記録する。 ○現状放置により，さらなる損壊等の危険がある場合は，可能な範囲で，毀損箇所の養生（ブルーシート，添え木等の設置）を行う。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談し，専門家の指導を受け，対応をする。 ※大規模な風水害発生により，市町村担当課に連絡がつかない場合は，県担当課に連絡・相談する。 ○安全確認後，現状維持のまま，被害状況（毀損箇所等）を確認し，写真・映像・図示等で記録する。 ○現状放置により，さらなる損壊等の危険がある場合は，可能な範囲で，毀損箇所の養生（ブルーシート，添え木等の設置）を行う。
火災	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火を迅速に行う。 ○市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡・相談し，専門家の指導を受け，対応をする。 ○安全確認後，現状維持のまま被害状況（毀損箇所等）を確認し，写真・映像・図示等で記録する。 ○<small>すす</small>煤，汚れ，消火剤等の除去についても，専門家の指導に従う。
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○警察に通報するとともに，市町村文化財保護行政担当主管課へ連絡する。 ○警察官・捜査官の到着まで，現場を完全に保存する。 ○警察官・捜査官への捜査協力をする。
その他 (虫害，温湿度等 よる被害等)	<ul style="list-style-type: none"> ○構成要素の毀損（虫害，病気等）に気づいた場合は，市町村文化財保護行政担当主管課に連絡・相談し，専門家の指導を受け，対応する。

第2章 事前防災について

災害等発生時に文化財への被害を最小限にするには、所有者又は管理者、県及び市町村、専門家等の関係諸機関が常に連携し、一体となって、事前防災に取り組む体制を確立することが重要である。

1 日常の連携



2 種別に応じた対応と留意点

(1) 建造物，伝統的建造物群保存地区

災害種別	対応と留意点
全般	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保存活用計画を策定し，各種災害等に応じた防災・防犯訓練の実施に努める。 ○建造物及び周辺環境を日常的に点検・確認することにより，異常及び危険箇所を早期発見，把握し，早急な対応に努める。 ○定期的に防災・防犯設備等の点検，補修を行う。 ○適切な保存管理に努め，毀損等がある場合は，市町村・県文化財保護行政担当主管課や文化庁指導の下，適切な修復等を行う。 ○建造物の図面，写真(できるだけ多く)等の復元工事に必要な資料を備え，市町村及び県文化財保護行政担当主管課等と共有する。 ○周辺環境の整備に努める。
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップで最大震度及び津波浸水想定等を確認し，対策を検討，実施する。 ○文化財建造物耐震指針に基づき耐震診断を実施し，耐震補強等の対策を講ずる。 ○揺れによる樹木の倒壊や飛来物等で建造物が毀損するのを防ぐため，周辺の大型物件の固定又は移動をする等，周辺環境の整備に努める。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根瓦の飛散，壁材の剥落，倒壊等を防ぐため，補強等の対策を講じる。 ○溝の清掃等，周辺の配水に滞りがないようにしておく。 ○強風による樹木の倒壊や飛来物で，建造物が毀損するのを防ぐため，周辺の大型物件の固定又は移動をする等，周辺環境の整備に努める。
火災	<ul style="list-style-type: none"> ○想定される火災の種類(普通火災・電気火災・不審火等)や出火原因となり得るものについて予め把握し，定期的な点検，修繕等の対策を講じる。 ○自動火災報知器等，法定設備について完備し，定期的に設備の法定点検を行い，設備の稼働を補完する。 ○建造物の立地や特性に応じ，放水銃，ドレンチャー(水噴霧消火設備)等の設備設置を充実強化する。 ○建造物周辺の整理整頓に努め，紙類等の燃えやすいものを置かない。 ○国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドラインに基づき，適切な対策をとる。
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○建造物の管理者を設定し，適切な管理及び施錠を行う。 ○防犯カメラ，センサーライト，外部熱感知器など必要に応じた設備の設置を検討する。 ○建造物の異常の有無を，日常的に点検・確認する。 ○建造物周辺にできるだけ死角をつくらない。
その他 (虫害等による被害)	<ul style="list-style-type: none"> ○落葉や土砂の除去など，建造物の適切な周辺環境を整えらるとともに，虫害や雨漏り等の有無を，日常的に点検・確認する。

(2) 美術工芸品, 有形民俗文化財, 無形民俗文化財

※無形民俗文化財については, その保存・継承に必要な道具類等への対応を記す。

災害種別	対策と留意点
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保存活用計画を策定し, 各種災害等に応じた防災・防犯訓練の実施に努める。 ○文化財(道具類等)及び収蔵庫又は保管庫等を定期的に点検・確認することにより, 毀損等を早期発見, 把握し, 早急な対応に努める。 ○定期的に防災・防犯設備等の点検, 補修を行う。 ○適切な保存管理に努め, 毀損等がある場合は, 市町村・県文化財保護行政担当主管課や文化庁指導の下, 適切な修復等を行う。 ○所有する文化財(道具類等)についての目録, 写真等を備え, 市町村及び県文化財保護行政担当主管課等と共有する。 ○文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引き<文化庁>に基づき, 適切な対策を講じる。 ○収蔵庫又は保管庫内及び周辺環境整備に努める。
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップで最大震度及び津波浸水想定等を確認し, 対策を検討, 実施する。 ○収蔵庫又は保管庫等の耐震診断を実施し, 耐震補強等の対策を講ずる。 ○免震台や支持具, 転倒防止柵等, 転倒及び落下による毀損防止対策を講じる。 ○収蔵庫又は保管庫内部の整理整頓及び物の固定をする。 ○揺れによる飛来物等で収蔵庫又は保管庫の毀損を防ぐため, 周辺の大型物件の固定又は移動をする。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○風水害の危険が予想される場合は, 文化財(道具類を)安全な場所へ移動する等, 事前の対策を講じる。 ○収蔵庫又は保管庫等の屋根瓦の飛散, 倒壊等を防ぐため, 補強等の対策を講じる。 ○溝の清掃等, 周辺の配水に滞りがないようにしておく。 ○強風による収蔵庫又は保管庫等の毀損防止のため, 周辺樹木の剪定, 周辺の飛散しやすい物の固定又は移動をする。
火災	<ul style="list-style-type: none"> ○想定される火災の種類(普通火災・電気火災・不審火等)や出火原因となり得るものについて予め把握し, 収蔵庫又は保管庫等の定期的な点検, 修繕等の対策を講じる。 ○自動火災報知器, 放水銃, ドレンチャー(水噴霧消火設備)等, 警報及び消火, 防火設備の設置を充実, 強化する。 ○国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを参考とし, 防火対策を講じる。
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財(道具類等)の保管状況を定期的に確認し, 適切な管理及び施錠を行う。 ○文化財(道具類等)及び保管施設周辺に死角をつくらないようにし, 整理・整頓, 清掃を行う等, 環境整備に努める。 ○収蔵庫又は保管庫等や周辺環境の異常の有無を, 日常的に点検・確認する。

	○防犯カメラ，センサーライト，外部熱感知器等，必要に応じた防犯設備の設置に努める。
その他 (虫害，温湿度等 よる被害)	○定期的な点検を行い，修繕等の対策を講じる。 ○収蔵庫又は保管庫等の温湿度管理，清掃，防虫・除湿を行う等，適切な環境整備に努める。

(3) 史跡，名勝，文化的景観

災害種別	対策と留意点
共 通	○文化財保存活用計画を策定し，各種災害等に応じた防災・防犯訓練の実施に努める。 ○指定範囲及び構成要素を定期的に点検・確認することにより，毀損等の異常の有無を早期発見，把握し，早急な対応に努める。 ○定期的に防災・防犯設備等の点検，補修を行う。 ○適切な保存管理に努め，毀損等がある場合は，市町村・県文化財保護行政担当主管課や文化庁の指導の下，適切な維持及び修復措置を行う。 ○指定範囲及び構成要素の写真や図面等を備え，市町村及び県文化財保護行政担当主管課等と共有する。 ○指定範囲及び周辺環境の整備に努める。
地震・津波	○ハザードマップで，最大震度及び津波浸水想定等を確認し，対策を検討，実施する。 ○構成要素(建造物)の耐震診断を実施し，耐震補強等の対策を講ずる。
風水害	○構成要素の毀損を防ぐため，補強等の対策や周辺環境の整備に努める。 ○溝の清掃等，周辺の配水に滞りがないようにしておく。
火災	○立地，特性に応じた防火設備の設置をする。 ○外部からの延焼を防止するため，周辺地域の環境整備を行う。
防犯	○管理者を設定し，適切な管理を行う。 ○防犯カメラ，センサーライト，外部熱感知器など必要に応じた設備の設置を検討する。 ○過去に盗掘等の被害があった物件など，特に注意が必要と考えられる場合は，地元警察等との連携を検討する。
その他 (虫害等よる被害)	○落葉や土砂の除去など周辺環境を適切に整えるとともに，崩落等の異常がないか日常的に点検・確認する。

(4) 名勝天然記念物

災害種別	対策と留意点
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保存活用計画を策定し、各種災害等に応じた防災・防犯訓練の実施に努める。 ○指定範囲及び構成要素を定期的に点検・確認することにより、毀損等の異常の有無を早期発見、把握し、早急な対応に努める。 ○定期的に防災・防犯設備等の点検、補修を行う。 ○適切な保存管理に努め、毀損等がある場合は、市町村・県文化財保護行政担当主管課や文化庁の指導の下、適切な維持措置を行う。 ○指定範囲及び構成要素の写真や図面等を備え、市町村及び県文化財保護行政担当主管課等と共有する。 ○指定範囲及び周辺環境の整備に努める。
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップで、最大震度及び津波浸水想定等を確認し、対策を検討する。 ○構成要素(建造物)の耐震診断を実施し、耐震補強等、適切な対策を講ずる。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○構成要素の毀損を防ぐため、補強等の対策を講じておく。 ○溝の清掃等、周辺の配水に滞りがないようにする等、周辺環境の整備に努める。 ○遊歩道等、人の往来がある場所では、日常点検で枝の枯死等の異常の早期発見、早期対応に努める。
火災	<ul style="list-style-type: none"> ○立地、特性に応じた防火設備の設置を検討する。 ○外部からの延焼を防止するため、周辺地域の環境整備を行う。
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者を設定し、適切な管理等を行う。 ○防犯カメラ、センサーライト、外部熱感知器など必要に応じた設備の設置を検討する。 ○過去に盗掘等の被害があった物件など、特に注意が必要と考えられる場合は、地元警察等との連携を検討する。
その他 (虫害等による被害)	<ul style="list-style-type: none"> ○各種病害虫による被害に備え、緊急時の対応等について検討しておくとともに、定期的に状態確認を行う。

(5) 天然記念物

災害種別	対策と留意点
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保存活用計画を策定し、各種災害等に応じた防災・防犯訓練の実施に努める。 ○文化財及びその周辺を定期的に点検・確認し、毀損等の異常の有無を早期発見、把握し、早急な対応に努める。 ○適切な保存管理に努め、毀損等がある場合は、市町村・県文化財保護行政担当主管課や文化庁の指導の下、適切な維持措置を行う。 ○文化財の写真や周辺地図等を備え、市町村及び県文化財保護行政担当主管課等と共有する。 ○不用草木の除去、落ち葉の管理等、対象物件に対する災害リスクを最小限にするための管理をする等、周辺環境の整備に努め

	る。
地震・津波	○ハザードマップで、最大震度及び津波浸水想定等を確認し、対策を検討、実施する。
風水害	○風雨による毀損及び滅失の可能性がないか日常的に点検し、設備等の補助が必要な場合には対処する。
火災	○外部からの延焼を防止するため、周辺地域の環境整備を行う。
防犯	○指定物件及び指定地域周辺での盗掘等を防止するため、各種標識の設置や指定地周辺の定期的な巡回を実施し、異常の有無を日常的に点検・確認する。 ○過去に盗掘等の被害があった物件など、特に注意が必要と考えられる場合は、地元警察等との連携を検討する。
その他 (虫害による被害等)	○各種病害虫による被害に備え、緊急時の対応等について検討しておくとともに、定期的に状態確認を行う。

第4章 終わりに

近年、全国各地で大規模な自然災害が相次ぎ、文化財の被害が報告されている。また、盗難や毀損行為も後を絶たず、火災による焼失等もある。

文化財はいったん滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえない財産であり、それを災害等から守り、次世代に確実に継承していくことは我々に課された責務である。

本書は、文化財の保存や管理に日々尽力されている所有者や管理者に向け、災害等から文化財を守るための県の体制、文化財種別に応じた所有者及び管理者の対応と留意点等を御理解いただくべく策定したものである。ぜひ内容をご確認いただき、文化財防災のために御利用いただきたい。

また、県は本書を関係諸機関や広く県民にも周知し、互いに連携を深め、「チーム徳島」として文化財を守る取組を推進していきたいと考えている。今後とも、県の取組に御理解、御協力をお願いしたい。

最後に、文化財防災に対し常に最適な取組ができるよう、本書は毎年見直しを図ることとしている。お気づきの点等あれば、御連絡いただきたい。

[参考資料]

別紙 1

被害状況調査書（美術工芸）

【絵画】

年 月 日

所有者	代表役員
住所	連絡先(TEL)
指定区分（国宝・重文・県・市町村・未指定） 名称及び員数	
法量_____（最大 高 _____ 幅 _____ 奥 _____ c m） _____（最大 高 _____ 幅 _____ 奥 _____ c m） _____（最大 高 _____ 幅 _____ 奥 _____ c m）	
形状・品質・構造ほか （紙・絹・板・ _____ ）本（著色・墨画・ _____ ） （掛幅・卷子・厨子・屏風・障壁・額・ _____ ）	
時代	
被害（大・中・小・無） 退避（要・不要・済） 応急措置（要・不要・済） 修理（要・不要・済）	
被災前保管施設 名称（本堂・収蔵庫・ _____ ） 構造（木造・鉄筋・ _____ ） 場所（ケース内・ _____ ） 被災後保管状況（ _____ ） 二次被害の可能性（無・建物倒壊・雨漏り・火災・水害・盗難・ _____ ）	
退避場所 連絡先 必要人員 _____ 人× _____ 日 車両（乗用・バン・トラック・ _____ ） 進入 可・否 復旧予定	
被害原因（転倒・落下・火・水・ _____ ） 状況（破れ・棚倒れ・剥落・汚損・含水・焼損・ _____ ）	
修理仕様（剥落止・解装・裏打ち・クリーニング・保存箱・ _____ ） 場所（現地・修理所・ _____ ）	
	見積額 _____ 円
調査者（所属・氏名）	
文化庁	府県 _____ 市町村 _____
応援府県 _____	学芸員等 _____ 修理者 _____

被害状況調査書（美術工芸）

【彫刻】

年 月 日

所有者	代表役員		
住所	連絡先(TEL)		
指定区分（国宝・重文・県・市町村・未指定） 名称及び員数			
法量	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
形状・品質・構造ほか (木・石・銅・鉄・乾漆・) 造 (漆箔・彩色・金泥・素地・) 仕上げ			
時代			
被害（大・中・小・無）		退避（要・不要・済）	
応急措置（要・不要・済）		修理（要・不要・済）	
被災前保管施設 名称（本堂・収蔵庫・ ） 構造（木造・鉄筋・ ） 場所（ケース内・壇上・ ）			
被災後保管状況（ ） 二次被害の可能性（無・建物倒壊・雨漏り・火災・水害・盗難・ ）			
退避場所 連絡先			
必要人員	人×	日	車両（乗用・バン・トラック・ ） 進入 可・否
復旧予定			
被害原因（転倒・落下・火・水・ ） 状況（部材離脱・割損・打損・剥落・含水・焼損・ ）			
修理仕様（解体・材質強化・構造補強・剥落止め・新補・ ） 場所（現地・修理所・ ）			
			見積額 円
調査者（所属・氏名）			
文化庁	府県	市町村	
応援府県	学芸員等	修理者	

被害状況調査書（美術工芸）

【工芸品】

年 月 日

所有者	代表役員		
住所	連絡先(TEL)		
指定区分（国宝・重文・県・市町村・未指定） 名称及び員数			
法量	_____	（最大 高 _____ 幅 _____ 奥 _____ c m）	
	_____	（最大 高 _____ 幅 _____ 奥 _____ c m）	
	_____	（最大 高 _____ 幅 _____ 奥 _____ c m）	
形状・品質・構造ほか （木工・金工・漆工・陶磁器・染織・ _____）			
時代			
被害（大・中・小・無）		退避（要・不要・済）	
応急措置（要・不要・済）		修理（要・不要・済）	
被災前保管施設 名称（本堂・収蔵庫・ _____） 構造（木造・鉄筋・ _____） 場所（ケース内・ _____）			
被災後保管状況（ _____） 二次被害の可能性（無・建物倒壊・雨漏り・火災・水害・盗難・ _____）			
退避場所 連絡先 必要人員 _____ 人× _____ 日 車両（乗用・バン・トラック・ _____） 進入 可・否 復旧予定			
被害原因（転倒・落下・火・水・ _____） 状況（部材離脱・割損・打損・剥落・含水・焼損・ _____）			
修理仕様（解体・材質強化・構造補強・剥落止め・新補・保存箱・ _____） 場所（現地・修理所・ _____）			
			見積額 _____ 円
調査者（所属・氏名）			
文化庁	府県	市町村	
応援府県	学芸員等	修理者	

被害状況調査書（美術工芸）

【書跡・典籍・古文書】

年 月 日

所有者	代表役員		
住 所	連絡先(TEL)		
指定区分（国宝・重文・県・市町村・未指定） 名称及び員数			
法量	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
	_____	(最大 高	幅 奥 c m)
形状・品質・構造ほか (卷子 ・ 折帖 ・ 掛幅 ・ 障子 ・)			
時代			
被害（大・中・小・無）		退避（要・不要・済）	
応急措置（要・不要・済）		修理（要・不要・済）	
被災前保管施設	名称（本堂・収蔵庫・	構造（木造・鉄筋・	）
	場所（ケース内・		）
被災後保管状況（	）		
二次被害の可能性（無・建物倒壊・雨漏り・火災・水害・盗難・	）		
退避場所			
連絡先			
必要人員	人×	日	車両（乗用・バン・トラック・） 進入 可・否
復旧予定			
被害原因（転倒・落下・火・水・）			
状況（破れ・糊離れ・剥落・汚損・含水・焼損・）			
修理仕様（解装・裏打ち・クリーニング・保存箱・）			
場所（現地・修理所・）			
			見積額 円
調査者（所属・氏名）			
文化庁	府県	市町村	
応援府県	学芸員等	修理者	

被害状況調査書（美術工芸）

【考古資料】

年 月 日

所有者	代表役員		
住所	連絡先(TEL)		
指定区分（国宝・重文・県・市町村・未指定） 名称及び員数			
法量	_____	（最大 高	幅 奥 c m）
	_____	（最大 高	幅 奥 c m）
	_____	（最大 高	幅 奥 c m）
形状・品質・構造ほか （木・石・銅・土・ _____） （須恵・土砂・陶・磁器・ _____）			
時代			
被害（大・中・小・無）		退避（要・不要・済）	
応急措置（要・不要・済）		修理（要・不要・済）	
被災前保管施設 名称（本堂・収蔵庫・ _____） 構造（木造・鉄筋・ _____） 場所（ケース内・壇上 _____）			
被災後保管状況（ _____） 二次被害の可能性（無・建物倒壊・雨漏り・火災・水害・盗難・ _____）			
退避場所 連絡先 必要人員 _____ 人× _____ 日 車両（乗用・バン・トラック・ _____） 進入 可・否 復旧予定			
被害原因（転倒・落下・火・水・ _____） 状況（部材離脱・割損・打損・剥落・汚損・含水・焼損・ _____）			
修理仕様（材質強化・構造補強・剥落止・新補・保存箱・ _____） 場所（現地・修理所・ _____）			
			見積額 _____ 円
調査者（所属・氏名）			
文化庁	府県	市町村	
応援府県	学芸員等	修理者	

被害状況調査書（建造物関係）

指定文化財

【建造物・有形民俗文化財】

台帳番号	県番号	指定書番号	枝番	調査年月日	年 月 日		
				調査員			
指定名称及員数				棟	建立時代		
指定区分	指 定 年 月 日	年 月 日	所在地				
所有者名				所有者住所			
所有者緊急連絡先	tel :			防災設備(設置年)	自火報	消火栓	避雷設備 防犯設備
fax :							
構造形式							
主要寸法	桁行 m	梁間 m	軒の出 m	軒高 m	棟高 m		
	平面積 m ²	軒面積 m ²	壁面積 m ²				
	屋根面積 m ²						
	塗装面積 m ²						
破損状況	部 位	破損度	特 記 事 項				
	基 礎						
	軸 架						
	屋 根						
	外 壁						
	内 壁						
	床						
	天 井						
	建 具						
	塗 装						
	そ の 他						
	周 辺 の 状 況						
総合判定	大破 中破 小破 (調査員所見 :						
復旧関係事項	所有者への応急措置に関する助言内容						
	修理方針	A : 解体修理	B : 半解体修理	C : 屋根葺替	D : 部分修理()		
		防災設備復旧事項					
	復旧事業費			積 算 根 拠			
	総事業費			千円			
	本体工事費			千円			
	付帯工事費			千円			
設監費			千円				
事務費			千円				

被害状況調査書（建造物関係）

指定文化財

【建造物・有形民俗文化財】

台帳番号	県番号	指定書番号	枝番	調査年月日	令和元年4月1日					
	36	建第〇〇号	1	調査員	〇〇〇〇					
指定名称及員数	〇〇院書院			1棟	建立時代	江戸時代／寛文年間				
	附 手水鉢 3個									
指定区分	重文	指 定 年 月 日	昭和19年9月5日		所在地	〇〇市〇〇町				
所有者名	〇〇院 代表役員 〇〇 〇〇			所有者住所	〇〇市〇〇町					
所有者緊急連絡先	tel : 〇〇〇〇-△△-□□□□ fax :			防災設備(設置年)	自火報	消火栓	避雷設備	防犯設備		
構造形式	桁行13.9m、梁間9.9m、一重、入母屋造、茅葺、南面・東面及び北面庇付、棧瓦葺、北面茶屋及び勝手附属、両下造、棧瓦葺									
主要寸法	桁行 m	17.879	梁間 m	9.897	軒の出 m	0.7	軒高 m	2.278	棟高 m	8.143
	平面積 m ²	192.0	軒面積 m ²	212.0	壁面積 m ²	0.0	(仕上別に記入)			
	屋根面積 m ²	314.0	茅葺	207.0m ²	棧瓦葺	107.0m ²	(葺き材料別に記入)			
	塗装面積 m ²	0.0	素木造 (仕上別に記入)							
破 損 状 況	部 位	破損度	特 記 事 項							
	基 礎 盤	大	床下地盤に亀裂が走り、礎石の据え付けに影響を及ぼしていると考えられる。地盤の液状化は確認されない。							
	軸 架 部 構	中	部材の折損は見当たらないが、全体的に西側へ傾斜。建て起しは可能。							
	屋 根	大	上屋茅葺屋根は又首組に折損が考えられ、茅葺き屋根面が大きく落ち込んでいる。3面庇は棧瓦のずれが大きい。							
	外 壁	中	砂壁仕上げ。塵切れ、亀裂が各所に見られる。下地から補修必要。							
	内 壁	中	砂壁仕上げ。塵切れ、亀裂が各所に見られる。下地から補修必要。							
	床	中	大きく傾斜していないが、床組の緩みが見られる。							
	天 井	中	竿縁天井部分は吊り木がはずれ、大きくたわんでいる。割竹簀の子天井部分は比較的損傷少ないと思われるが、置き土は脆弱化していると考えられる。							
	建 具 作	中	建具そのものの損傷無し。敷鴨居の胴付きに離脱が見られる。							
	塗 装									
	そ の 他									
	周 辺 の 状 況	書院南側は史跡に指定されている庭園があり、今回の地震で園内の門等の工作物が倒壊している。(復旧工事に際して付帯工事を組み入れなければならない事項等を記入)								
総合判定	大破 中破 小破 (調査員所見)被害は建物全体に及び、解体修理の必要がある。									
復 旧 関 係 事 項	所有者への応急措置に関する助言内容	屋根面の雨水対策が早急に必要。余震でさらなる被害拡大が予想されるため、軸部、天井への支保工が必要。								
	修理方針	A: 解体修理		B: 半解体修理		C: 屋根葺替		D: 部分修理(部位の記入)		
		防災設備復旧事項		自火報、避雷針、消火栓は全面改修が必要						
	復旧事業費				積 算 根 拠					
	総事業費				千円					
本体工事費				千円						
付帯工事費				千円						
設監費				千円						
事務費				千円						

記入例解説

- 1 台帳番号から、構造形式までの各項目については、あらかじめ準備されたデータを用いるが、不明な場合は直接聞き取り記入する。特に所有者名、緊急連絡先は遺漏の無いよう留意する。
- 2 主要寸法は、あらかじめ準備されたデータを用いる。不明な場合は現地で概数を記入する。
- 3 破損状況の破損度の記入については以下を目安とする

基礎 大：不同沈下が著しい。基礎の破損、流失、移動など上部構造を支えきれない状態になっている
地盤 箇所がある。
中：不同沈下がみられる。基礎の局所的な破壊や仕上げ面の剥離、脱落が生じている
小：不同沈下は軽微

軸部 大：層間変形角が1/20を超える。部材の折損、割れ、断面欠損がみられる。建物への進入に危険
架構 を感じられる。
中：層間変形角が1/60を超え1/20以下。部材折損はみられないが、割れがみられる。一時的な建物への進入は可能。
小：層間変形角が1/60以下。部材に割れ等がみられない。

屋根 大：屋根面の不陸がみられる。棟積み、葺材が全面的にずれ、破損あるいは落下している
中：棟積みが全面的にずれ、破損・落下している。葺材の一部にずれや破損がみられる。
小：棟積みが部分的に破損あるいは落下している。その他の瓦の破損は少ない

外壁 大：仕上材の大部分が剥離、脱落している。壁面の大部分に亀裂がみられ、下地から剥落し落下
内壁 の恐れがある。
中：仕上材のほとんどが剥離、脱落している。壁面に亀裂がみられる。
小：仕上材が各所で剥離、脱落している。壁面にわずかなひび割れがみられる。

床 大：全体に著しい不陸が生じている。束が束石から脱落している。大引、根太の大部分が落下し
ている。
中：全体に若干の不陸が生じている。束が束石からずれている。床板にずれが生じている。
小：不陸がない。床板の継目に隙間が生じている。

天井 大：不陸、歪みがみられ、天井板のずれ、脱落がみられる。
中：不陸がみられる。
小：若干の不陸がみられる。

建具 大：敷・鴨居等に離脱が生じ、部材の破損もみられる。
造作 中：敷・鴨居等に離脱が生じているが、部材には破損がみられない。
小：部材の取付に弛緩がみられる。

塗装 大：塗膜の過半に剥落・剥離がみられる。
中：塗膜は部分的に剥落・剥離がみられる。
小：出隅、入隅等に亀裂が生じているが、塗膜の剥離はみられない。

- 4 総合判定は復旧作業内容にあわせた表現とし、以下を目安とする
大破：解体修理・半解体修理
中破：屋根葺替+部分修理
小破：部分修理

被害状況調査書（建造物関係）

登録・未登録

【建造物・有形民俗文化財】

台帳番号					調査年月日	年 月 日			
					調査員				
建造物名称					建立時代				
区分	登録	年 月 日		所在地					
所有者名					所有者住所				
所有者緊急連絡先		tel :			建築面積 m ²				
fax :									
構造種別	木造	煉瓦組積造	石造	その他 ()					
屋根葺材料	瓦	檜皮	こけら	厚板	茅	杉皮			
	金属板	その他 ()							
破 損 状 況	地 盤	異常なし	地割れ	液状化	隆起・陥没				
		備考 ()							
	基 礎	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊		
		備考 ()							
	軸 架 部 構	健全	傾斜	部分破損	半解	全壊			
		備考 ()							
	屋 根	健全	傾斜	部分破損	半解	全壊			
		備考 ()							
	外 壁	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊		
		備考 ()							
	内 壁	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊		
		備考 ()							
	床	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊		
		備考 ()							
	天 井	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊		
		備考 ()							
特記事項									
周辺状況									
総合判定		大破	中破	小破					
復 旧 関 係 事 項	所有者への応急措置に関する助言内容								
	修理方針	A : 解体修理	B : 半解体修理	C : 屋根葺替	D : 部分修理(部位の記入)				
	復旧事業費			積 算 根 拠					
	総事業費	千円							
	本体工事費	千円							
付帯工事費	千円								
設監費	千円								

被害状況調査書（建造物関係）

登録・未登録

【建造物・有形民俗文化財】

台帳番号	36 - 〇〇〇〇			調査年月日	令和元年4月1日			
				調査員	〇〇〇〇			
建造物名称	〇〇会館			建立時代	近代/昭和3年			
区分	国登録	登録	平成17年12月26日	所在地	〇〇市〇〇町			
所有者名	〇〇法人 △△△△			所有者所住	〇〇市〇〇町			
所有者緊急連絡先	tel :	〇〇〇〇-△△-□□□□		建築面積㎡	324.0㎡（不明の場合は概数）			
	fax :							
構造種別	<input type="radio"/> 木造	<input type="checkbox"/> 煉瓦組積造	<input type="checkbox"/> 石造	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
屋根葺材料	<input type="radio"/> 瓦	<input type="checkbox"/> 檜皮	<input type="checkbox"/> こけら	<input type="checkbox"/> 厚板	<input type="checkbox"/> 茅	<input type="checkbox"/> 杉皮		
	<input type="checkbox"/> 金属板	<input type="checkbox"/> その他（ ）						
破損状況	地盤	<input type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 地割れ	<input type="checkbox"/> 液状化	<input type="checkbox"/> 隆起・陥没			
		備考（特記事項の記入）						
	基礎	<input type="checkbox"/> 健全	<input type="checkbox"/> 傾斜	<input type="checkbox"/> 亀裂	<input type="radio"/> 部分破損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 全壊	
		備考（基壇、亀腹等を含み、仕上工法も記入）						
	軸架部構	<input type="checkbox"/> 健全	<input type="radio"/> 傾斜	<input type="checkbox"/> 部分破損	<input type="checkbox"/> 半解	<input type="checkbox"/> 全壊		
		備考（特記事項の記入）						
	屋根	<input type="radio"/> 健全	<input type="checkbox"/> 傾斜	<input type="checkbox"/> 部分破損	<input type="checkbox"/> 半解	<input type="checkbox"/> 全壊		
		備考（特記事項の記入）						
	外壁	<input type="checkbox"/> 健全	<input type="checkbox"/> 傾斜	<input type="radio"/> 亀裂	<input type="checkbox"/> 部分破損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 全壊	
		備考（特記事項の記入）						
	内壁	<input type="checkbox"/> 健全	<input type="checkbox"/> 傾斜	<input type="radio"/> 亀裂	<input type="checkbox"/> 部分破損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 全壊	
		備考（特記事項の記入）						
	床	<input type="checkbox"/> 健全	<input type="radio"/> 傾斜	<input type="checkbox"/> 亀裂	<input type="checkbox"/> 部分破損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 全壊	
		備考（特記事項の記入）						
	天井	<input type="checkbox"/> 健全	<input type="radio"/> 傾斜	<input type="checkbox"/> 亀裂	<input type="checkbox"/> 部分破損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 全壊	
		備考（特記事項の記入）						
特記事項	建具、塗装、設備他、復旧に必要な事項を記入							
周辺状況								
総合判定	<input type="radio"/> 大破	<input type="checkbox"/> 中破	<input type="checkbox"/> 小破					
復旧関係事項	所有者への応急措置に関する助言内容	余震でさらなる被害拡大が予想されるため、軸部、天井への支保工が必要。立入禁止とする。						
	修理方針	A : 解体修理	B : 半解体修理	C : 屋根葺替	D : 部分修理(部位の記入)			
		復旧事業費			積算根拠			
	総事業費				千円			
	本体工事費				千円			
付帯工事費				千円				
設監費				千円				

被害状況調査書（民俗文化財）

【民具等】

調査年月日	年 月 日 時	調査No.	
所在地			
文化財の名称			
被害の状況・程度			
保管状況と避難場所			
修理の見積等 (修理仕様)	修理点数 修理品目	写 真	
所有者の意向 (保存関係者)			
指導助言内容			
今後の方針			
所有者連絡先 (保存関係者)	氏名 住所	電話	
調査者	府県担当者	市町村担当者	所有者立会者 その他

被害状況調査書（記念物）

【史跡・名勝・天然記念物】

No. _____

指定名称 (調査地)	国(特別)・県・市町村・未指定 指定日(年 月 日)	員数	区分
	(所在地)		・史跡 ・名勝 ・天然記念物
所有者 (管理者)	氏名 連絡先(電話) (FAX)		
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大破 ・中破 ・小破 		
所有者等 修理の意向			
修理	<ul style="list-style-type: none"> ・全面解体修理 ・部分修理 ・一部修理 		
調査者	応援府県() 市町村() 県担当者() 所有者立会他()	調査年月日 年 月 日～	
記載者	所属・氏名等：		

被害状況調査書（埋蔵文化財）

No. _____

ふりがな 遺跡名		
所在地		
地図	1/25,000 (×) その他 (1/ No. ×)	
分布地図	有 (遺跡番号等:) 無	
時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()	
種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官館跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()	
現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒廃地 原野 その他 ()	
所有者	個人 法人 () 公共 () その他 ()	
調査歴	調査年度 調査主体 (担当者) 主要遺跡 報告書等: ----- ----- ----- ----- -----	
被災面積		写 真
被災状況	-----	
復旧復興 計画	-----	
その他	----- ----- -----	
調査年月日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
調査者	県担当者 () 市町村 () 応援府県 () その他 ()	
記載者	所属・氏名等:	

文化財災害等対応マニュアル

策 定 日	平成21(2009)年	策定
改 定 日	平成23(2011)年3月	改訂
	令和3(2021)年3月	改訂
	令和3(2021)年4月	改訂
編集・発行	徳島県未来創生文化部文化資源活用課 (徳島市万代町1丁目1番地)	
